

独立行政法人国立公文書館の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

「業務運営の効率化が着実に推進され、業務が順調に実施されたことが認められる。」との評価を受けており、役員報酬は一般職の国家公務員の給与水準に準じた支給を行っている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、4月より俸給月額を1,065,000円から994,000円に引き下げるとともに、従来の調整手当(俸給の12%)に替えて地域手当(18年度においては俸給の13%)を新設した。
理事	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、4月より俸給月額を840,000円から784,000円に引き下げるとともに、従来の調整手当(俸給の12%)に替えて地域手当(18年度においては俸給の13%)を新設した。
監事(非常勤)	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、4月より非常勤役員手当月額を320,000円から299,000円(館長が指定する監事にあっては344,000円から321,000円)に引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
館長	千円 20,310	千円 12,780	千円 5,730	千円 139 (通勤手当) 1,661 (地域手当)	-	-
理事 (1人)	千円 13,734	千円 9,408	千円 2,808	千円 295 (通勤手当) 1,223 (地域手当)	4月1日 1名	-
理事 (非常勤) (1人)	千円 該当者なし	千円 -	千円 -	千円 -	-	H18.4.1常勤化に伴い同年3.31限り
監事 (1人)	千円 該当者なし	千円 -	千円 -	千円 -	-	-
監事 (非常勤) (2人)	千円 7,968	千円 7,968	千円 -	千円 -	-	3月31日 2名

地域手当とは、主に民間賃金の高い地域に在勤する常勤役員に対して支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
館長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期目標に従い、平成18年度以降5年間に於いて平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行う。併せて、俸給水準の引き下げなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて6月期及び12月期の勤勉手当を支給する。また、昇給に当たっては段階区分を設け、勤務成績に応じて実施する。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、勤務成績及び在職期間に応じ、それぞれ6月30日、12月10日に支給する。
昇給	毎年1月1日において、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うもの。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年4月1日より一般職の国家公務員の給与改定に準じ、以下のとおり改正した。
 俸給表の水準を平均4.8%引き下げた。
 俸給表の級構成を再編するとともに号俸構成を見直した(号俸の4分割)。
 昇給と特別昇給を統合、昇給時期は年1回(1月1日)とし、勤務成績が適切に反映される制度を導入(管理職員で5段階、一般の職員で3段階の区分を設定し、昇給幅を複数に拡大)。
 民間賃金の地域間格差を適切に反映させるため、従来の調整手当(東京の例:俸給の12%)に替えて、地域手当を新設(18年度における東京の例:俸給の13%)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 31	歳 48.0	千円 7,748	千円 5,514	千円 205	千円 2,234
事務・技術	人 27	歳 47.6	千円 7,976	千円 5,665	千円 211	千円 2,311
研究職種	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
技能職種	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

技能職種とは、歴史公文書等の修復業務を行う職種及び守衛業務を行う職種を示す。

注1: 研究職種、技能職種については、該当者がそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当がないので記載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	3人	58.2歳	千円 -	千円 11,067	千円 -
本部課長補佐	11人	51.4歳	千円 8,328	千円 8,714	千円 9,217
本部係長	9人	45.7歳	千円 6,099	千円 6,493	千円 6,983
本部係員	3人	25.5歳	千円 -	千円 3,387	千円 -

注:本部課長、本部係員はそれぞれ該当者が4名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位については記載していない。

分布状況のグラフ(別紙)

(研究職員)

当法人における研究職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、研究職員に係る年間給与の分布状況に関する記載は省略した。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		次長	課長	課長	補佐	補佐
人員 (割合)	27人 (%)	0人 (%)	1人 (3.7%)	1人 (3.7%)	3人 (11.1%)	7人 (25.9%)
年齢 (最高～最低)		歳	歳	歳	58歳 58	53歳 46
所定内給与年額 (最高～最低)		千円	千円	千円	千円 7,598 6,758	千円 6,483 5,831
年間給与額 (最高～最低)		千円	千円	千円	千円 10,732 9,592	千円 9,231 8,328

区分	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	補佐	係長	係長	係員	係員
人員 (割合)	3人 (11.1%)	5人 (18.5%)	4人 (14.8%)	0人 (%)	3人 (11.1%)
年齢 (最高～最低)	55歳 47	46歳 43	57歳 35	歳	25歳 25
所定内給与年額 (最高～最低)	千円 6,347 5,469	千円 4,989 4,575	千円 4,661 3,690	千円	千円 2,657 2,218
年間給与額 (最高～最低)	千円 8,785 7,787	千円 7,215 6,708	千円 6,588 5,256	千円	千円 3,563 3,141

注:9級及び8級における該当者がいずれも1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		首席研究官	首席研究官	首席研究官	主任研究官	研究官	研究官
人員 (割合)	2人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
年齢 (最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額 (最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額 (最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円

注:当法人における研究職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以下の事項については記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.5	% 59.7	% 58.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.5	% 40.3	% 41.8
	最高～最低	% 45.7	% 41.9	% 43.7
		い 42.4	い 38.7	い 40.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 37.4	% 36.1	% 36.2
		い 31.6	い 29.2	い 30.6

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%

注:当法人における研究職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

103.7
97.4

対他法人

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

73.4
71.9

対他法人

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与と費から算出される指数をいい、人事院において算出

総人件費について

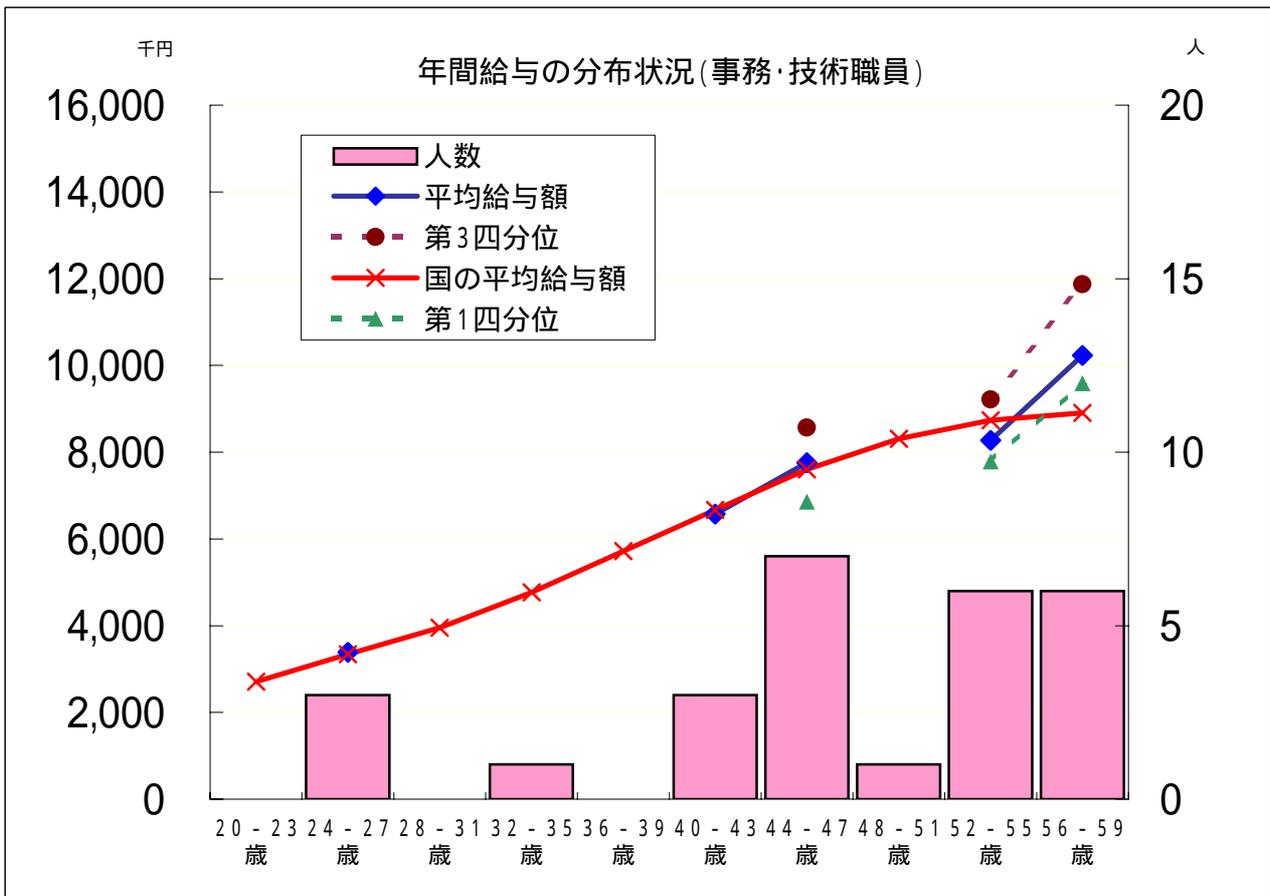
区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成17年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 394,000	千円 376,935	千円 (%) 17,065 (4.5)	千円 (%) 17,065 (4.5)
退職手当支給額 (B)	千円 -	千円 -	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
非常勤役員等給与 (C)	千円 171,791	千円 171,070	千円 (%) 721 (0.4)	千円 (%) 721 (0.4)
福利厚生費 (D)	千円 57,117	千円 53,105	千円 (%) 4,012 (7.6)	千円 (%) 4,012 (7.6)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 622,909	千円 601,111	千円 (%) 21,798 (3.6)	千円 (%) 21,798 (3.6)

(注)本表と財務諸表の附属明細書とは端数処理の違いにより数字は一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額で対前年度比4.5%、最広義人件費では同3.6%といずれも増加しているが、主な要因は理事の常勤化に伴うものである。
- ・人件費削減の取組
 - [中期目標] 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。
 - [中期計画] 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間で平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。
 - [基準日(平成18年3月31日)現在の人員] 44名(役職員数)

法人が必要と認める事項
特になし



注1: グラフのうち、年齢32～35歳及び48～51歳の該当者はいずれも1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注2: グラフのうち、年齢24～27歳、32～35歳、40～43歳及び48～51歳の該当者はそれぞれ4人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位を表示していない。

注3: グラフのうち、年齢20～23歳、28～31歳及び36～39歳には当館に該当者はいない。